

# 年末年始期間のコンビニ交付サービスの 一時停止のお知らせ

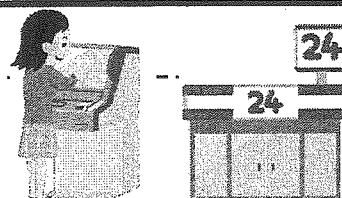
下記の期間は、マイナンバーカードを使用してコンビニで住民票などの証明書の交付を受ける「コンビニ交付サービス」が利用できませんので、ご注意ください。

## 【期間】

令和5年12月29日（金）～ 令和6年1月3日（水）

※令和6年1月4日（木）午前6時30分以降は、通常どおりサービスを利用することができます。

## コンビニ交付サービスとは？



マイナンバーカードを使って、全国のコンビニで住民票などの証明書を取得することのできるサービスです。

【利用可能時間】 午前6時30分 から 午後11時まで

【必要なもの】 マイナンバーカード、数字4桁の暗証番号

町公式HPは  
こちらから↓



## 【取得できる証明書と手数料】

種 類	取得できる範囲など	手数料
住民票（謄本、抄本）	本人、同一世帯分 ※ <u>個人番号入りも取得可</u>	410円
住民票記載事項証明書	本人、同一世帯分	
印鑑登録証明書	本人分 ※印鑑登録をしている方のみ	
納税証明書	本人分 ※納付額の反映に2週間程かかります ※車検用は取得不可（役場でのみ交付）	
所得証明書、納税証明書、住民税決定証明書	本人分 ※最新年度分のみ	

- ・15歳未満の方やDV等支援措置対象者の方は利用できません。
- ・取得する証明書を間違えた場合でも、手数料の返金はできません